

○事務局長 はい、それでは、定刻前ですけれども始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は2名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和3年度第3回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ごあいさつをお願いいたします。どうぞお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に3番委員、4番委員を指名いたします。4番委員は欠席です。続きまして日程第2、議案第8号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、15番委員と6番委員は退席をお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。事務局。

○係長 それでは、1ページ目をお開きください。日程第2、議案第8号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和3年第6回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、6月1日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは今、退席されました議事参与者の方の分の集積計画についてご説明をいたします。別冊の集積計画書をごらんください。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでしたら意義なしと認め、本件は決定いたします。退席された方々の入室をお願いします。はい、それでは残りの案件について事務局より説明をお願いします。

○係長 はい。それでは別冊の集積計画の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、残りの案件について何かご質問はございませんか。ないようでしたらお諮りします。本件についてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3議案第9号、非農地証明願いに対する判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。 それでは2ページでございます。日程第3、議案第9号、非農地証明願いに対する判断について、下記内容のとおり、非農地証明願いがあったので、農地法第二条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断をお願いいたします。番号1から番号3です。所有者、土地の所在等は記載のとおりです。全て現況山林、希望

の理由など、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難となっております。続きまして、場所ですけれども、次の3ページ目をお開きください。場所につきましては、添付図面のとおりです。こちら全て、農振農用地でございますけれども、交付金等の対象農地でも無くてですね、また、圃場整備等の対象農地でもございません。以上説明を終わります。

○議長 はい。続いて、事前調査の報告をお願いいたします。はい、8番委員。

○8番委員 それでは事前調査報告いたします。きのうですね、6月9日に8番私と、14番委員、15番委員、事務局より係長の4名で、事前調査を行いました。番号1番から3番については迫田であるため、周りを山林に囲まれ、長期間にわたり耕作されておらず、木や雑草が生い茂っている状態でした。人力または農業機械での耕起整地が困難と思われれます。また、現地に行くための道がなく、徒歩で山の斜面をおりて行かなければ、たどり着けないという場所になります。よって、熊本県が定める非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準のアその土地が森林の様相を呈してるなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当すると思われれますので、農地法第二条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上、事前調査の報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。それではお諮りします。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第4報告第5号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。はい、事務局より説明をお願いします。事務局。

○係長 4ページでございます。日程第4、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による小

作地の合意解約の報告について、令和3年4月26日から令和3年5月25日までとなっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問ございませんか。ないようでしたら、報告第5号の合意解約の報告についてを終わります。続きまして日程第5、報告第6号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局長 それでは、5ページ目をごらんいただきたいと思います。許可不要転用届の報告についてということで、今回は1件出てまいっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問ございませんか。はい、17番委員。

○17番委員 はい、17番。携帯の件ですけれども、昨日、塔が立っていて、あとは配電盤のあたりを作業するだけであったんですよ。いつごろ許可がおりたのか。

○事務局長 一応これは報告事項ということで、会社の方がうちに書類を持って来られます。そして受付印を押して相手に渡す、もうその時点で工事を始めて良いということになっておりますので、あくまでも報告事項ということになっております。

○議長 17番委員よろしいでしょうか。ほかに何かご質問ございませんか。ないようでしたら、本件についての報告を終わります。続きまして、日程第6、次回総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。事前調査の日時ですが、7月9日、水曜日、午前9時から行います。

それから総会を7月12日、月曜日、午前9時から、事前調査委員の委員に9番委員、10番委員、16番委員をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、お願いします。

はい、ただいま事務局よりありまして、本日の議事録署名委員を4番委員が欠席の為、5番委員をお願いをいたしました。よろしく申し上げます。訂正をお願いします。以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 長時間にわたり、ご協議ありがとうございました。これをもちまして、令和3年度第3回多良木町農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記